

MI T O積立投信約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまと、水戸証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との追加型投資信託受益証券（以下、「投資信託」といいます。）の定時定額購入サービス（名称、「MI T O積立投信」、以下、「本サービス」といいます。）に関する取決めです。当社は、この約款に従ってMI T O積立投信契約をお客さまと締結いたします。

(買付銘柄の選定)

第2条 本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。
2 お客さまは、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします。
3 選定銘柄のうち、非課税口座（租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座をいいます。）に受入れる場合のみ積立の対象となる銘柄（以下、「非課税積立投信」といいます。）は、当社が選定する銘柄とします。

(払込方法の指定)

第3条 お客さまは、「本サービス」に係る金銭の払込方法として、次のいずれかの払込方法を指定するものとします。
1 当社が指定する収納代行会社を通じたお客さま名義の預金口座からの自動引落（以下、「収納代行方式」といいます。）
2 お客さまの総合取引口座における日興MR Fからの自動換金、または当社預り金からの振替（以下、「振替方式」といいます。）

(申込み方法)

第4条 お客さまは次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを利用することができます。
1 事前、または同時にお客さまが当社の総合取引口座を開設済みであること。
2 お客さまが当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、当社へ提出し当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。

(申込内容の変更)

第5条 お客さまは所定の手続きによって当社に申出ることにより、払込の中止および申込内容の変更を行うことができます。

(金銭の払込み)

第6条 お客さまは指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回当たりあらかじめお客さまから申出いただいた一定額の金銭（以下、「払込金」といいます。）を、お客さまが2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額を収納代行方式または振替方式により払込を行うものとします。
2 1銘柄当たりの払込金の額は、10,000円以上で1,000円の整数倍で当社が定める金額を限度とします。

(買付の方法)

第7条 当社は、お客さまの指定銘柄の払込金で、当該指定銘柄の「目論見書」の記載に従って買付を行います。

(買付時期および価額)

第8条 当社は、お客さまからの払込金の受入れをもって、当該指定投資信託の買付を行うこととします。
2 収納代行方式の場合は、原則として毎月6日（休業日の場合は翌営業日）を引落日とし、引落日の翌営業日より起算して、6営業日後の日に買付の申込みがあったものとして買付を行います。
3 振替方式の場合は、原則として毎月23日（休業日の場合は翌営業日）に買付の申込みがあったものとして買付を行います。
4 前項の指定銘柄の買付価額は、当該指定銘柄の「目論見書」に記載する取得日の価額とします。
5 第1項にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。
6 収納代行方式において、お客さま名義の預金口座の口座残高が払込金の額に満たなかった場合、引落を行わないものとします。
7 振替方式において、お客さまの総合取引口座における日興MR F残金、または当社預り金残金が、払込金の額に満たなかった場合、振替を行わないものとします。

(返還および果実の再投資)

第9条 返還および果実の再投資は、それぞれ指定銘柄の「目論見書」の記載により行うものとします。

(取引および残高の通知)

第10条 当社は、本サービスに基づく取引の明細、ならびに買付預り金および残高については、3ヵ月に1回以上「取引残高報告書」に記載してお客さまに通知します。ただし、お取引がない場合は、1年に1回以上、お客さまに通知します。

(選定銘柄の除外)

第11条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客さまに遅滞なく通知するものとします。
1 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
2 当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合
3 その他当社が必要と認める場合

(自動引落、振替の停止)

第12条 当社は、収納代行方式および振替方式において3回連続して引落または振替が行われなかった場合、お客さまに通知することなく自動引落または振替を停止するものとします。
2 当社は、前項の自動引落または振替の停止によりお客さまに生じた損害等については、その責めを負わないものとします。

(自動引落、振替の再開)

第13条 当社は、前条第1項により停止した自動引落または振替について、お客さまが所定の方法により自動引落または振替の再開を申出た場合、再開するものとします。

(解約)

第14条 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- 1 お客さまが当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申出た場合
- 2 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- 3 当社が本サービスの解約を申出た場合
- 4 次のいずれかに該当したときは、本サービスは、その銘柄については解約されるものとします。
 - ① 選定銘柄から除外されたとき
 - ② 「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」の定めにより、非課税口座が廃止されたとき、金融商品取引業者等変更届出書が提出されたとき、または、法令等により、非課税積立投信を非課税口座に受入れることができなくなったとき

(その他)

第15条 当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

- 2 第10条の規定に従い、お客さまに対し当社よりなされた本サービスに関する通知が、転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取扱うことができるものとします。
- 3 本規定に別段の定めがないときには、約款・規定集および第2条に定める選定銘柄の「目論見書」の記載等に従うものとします。
- 4 お客さまがお亡くなりになったことが判明した場合、当社は、払い込みの中止があったものとして取扱うか、または解約することができるものとします。

(約款の変更)

第16条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以 上
(2024年1月1日 改定)